

# 地名 散歩

## 第151回 同じ発音なのに違う表記が同居

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

東武伊勢崎線(スカイツリーライン)の春日部駅は、東武野田線(アーバンパークライン)と交差する重要な駅であるが、その所在地は春日部市粕壁という。どちらも読みは「かすかべ」なのだが、なぜ漢字表記が違うのだろうか。実は昭和24年(1949)までは駅名も粕壁だった。自治体名も明治の町村制以来ずっと粕壁町で、それが昭和19年(1944)に隣の内牧村と合併した際に春日部町となり、後に市制施行している。駅名はそれに合わせたものだ。ただし粕壁が古い地名かといえばそう簡単でもない。江戸時代の日光街道には粕壁宿があったけれど、それ以前の鎌倉時代から室町時代にかけては春日部郷の名が見える。古い表記を復活させたのは、内牧村と合併した際に「新生カスカベ」になるという意識があったかもしれない。

このように市町村名と同じ読みの町名・大字を有する例は意外にある。たとえば、大分県の由布院温泉の所在地は由布市湯布院町で、平成17年(2005)の合併で「由布市」となる以前は大分郡湯布院町であった。温泉の名前となぜ異なるかといえば、由布院町が昭和30年(1955)に湯平村と合併した際に両地名を合成したからである。読みは同じだが頭文字が由から湯に変更されたため、由布院町時代に北由布駅から改称した久大本線の駅が「由布院」であるのに対して、湯布院町時代にできた大分自動車道のインターチェンジは「湯布院」なのである。

合併の影響で複雑なことになった事例は他にもあり、かなり古い例としては長野県茅野市ちの。大字レベルの地名がひらがなである



春日部市粕壁にある東武鉄道の春日部駅。明治32年(1899)に開業した時は粕壁駅、昭和24年(1949)に春日部駅に改称した。地理院地図 令和6年(2024)9月7日DL



京都府宇治町(久世郡)と宇治村(宇治郡)が宇治川をはさんで同居していた頃。宇治村の大字・菟道の文字が見える。1:200,000「京都及大阪」昭和7年(1932)部分修正

理由は、旧自治体名が「ちの町」だったからだ（当時大字なし）。諏訪郡ちの町は昭和23年（1948）に永明村が改称したもので、その名は明治7年（1874）に上原、横内、塚原、矢ヶ崎の4村が合併した際、背後に聳える永明寺山（1,120m）にちなんで命名したものである。ところが地元ではあまり定着せず、むしろ茅野駅の所在地（永明村塚原）として有名だった。

一方で茅野駅の名の元になった甲州道中（あいしゆく）の間の宿（宿場に準ずる）である茅野は、宮川村の所属だった。昭和23年（1948）に茅野駅のある永明村が「茅野町」と改称できなかった理由はそのあたりの混同を避けるためらしい。いずれにせよ、これが日本初のひらがな自治体名である。昭和30年（1955）に、ちの町と宮川村はその他7村と合併して茅野町となり、3年後には市制施行した。茅野駅付近の市街地は、後に塚原、仲町、本町東・西などとして分割されたが、駅の西側を含む郊外から永明寺山を含めて、今も「ちの」が大きな面積を占めている。

市名・区名と同じ読みが域内に存在する事例としては、他に横浜市泉区和泉町（旧戸塚区から和泉町のあるエリアを泉区と命名）、羽曳野市はびきの（はびきののは昭和45年以降の町名。旧埴生野ほか）、つくば市筑波（筑波は旧筑波郡筑波町）などが挙げられるが、微妙に異なるのが狛江市駒井町だ。

前身の大字駒井は、戦国時代から駒井本郷の名で記録にあるが、平安時代に編纂された辞書『和名抄』にも載っている狛江郷から転じたようで、市名の狛江もやはり明治の町村制で明治22年（1889）に和泉、猪方、岩戸、小足立、駒井、覚東の6村が合併した際に、やはり狛江郷に由来して狛江村とした。要するに狛江と駒井は同じルーツの異表記ということになる。

同じルーツで変わり種が大阪市住吉区と住之江区だ。住吉大社は摂津国一宮であり、全国的に著名な神社である。古くは墨江と記さ

れたが、前述の『和名抄』に載る神社名はすでに「すみよし」に転じていた。地名の方は住吉と書いて「すみのえ」と読んだ時代もある。近代以降は明治22年（1889）の町村制で住吉村の南側に墨江村が誕生した。大正14年（1925）に大阪市に編入された時点で大阪市住吉区住之江町と表記が変わっている。昭和49年（1974）に住吉区のうち南海本線または阪堺線以西を分区した際、新区名となったのが住之江区だ。そんなわけで同じルーツの2区が並んでいる。

京都府宇治市には、菟道という大字がある。宇治川の右岸、京阪宇治線三室戸駅のある周辺だが、この一帯では電車の通じるずっと前の明治8年（1875）に三室村と大鳳寺村が合併して菟道村となった。これは「うじ」の古い表記であるが、二子山北・南墳の被葬者とされる菟道稚郎子や、その王宮であった「菟道宮」の名を意識したものだろう。明治になってから古い郷名や旧表記などを採用する例は多いが、「由緒あるわが村」をアピールしようとする意識が関係したかもしれない。

この菟道村は、明治の町村制で木幡村などと合併して宇治村となった。菟道は宇治村の大字となるが、読みが同じでは混乱するからか、菟道の方を「とどう」に変えている。ちなみに宇治川の左岸側には、明治22年（1889）の町村制で同時に宇治町（JR宇治駅や平等院などのある方）も成立しているから、宇治川を隔てて右岸が宇治村、左岸が宇治町というややこしい事態となった。ちなみに所属郡は宇治村が宇治郡なのに対して、宇治町は久世郡である。実に複雑だが、これは昭和17年（1942）の東宇治町成立まで続いた。最終的に東宇治町が対岸の宇治町と合併したのは戦後の同26年。そんな経緯を経た宇治市菟道は今も健在である。名古屋市の那古野（西区・中村区）も同様で、読みを変えたのは混同を避けるためだろう。地内の那古野神社は旧来の読みだ。

## 今尾恵介（いまお・けいすけ）

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』（筑摩書房）、『地図の遊び方』（けやき出版）、『番地の謎』（光文社）、『地名の社会学』（角川選書）など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在（一財）日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

# 土地家屋調査士 CONTENTS

NO.813  
2024 October



表紙写真

## 「番犬の休日」

第39回写真コンクール銀賞(自由部門)  
田崎 実●福岡会

柴犬は大好きなのだが、近所の柴犬とは相性が悪いのか、私の顔を見るとワンワン吠えて番犬の仕事をしている。この日はなんと、ご主人のハイヒールを枕にして寝ているのか大人しく、仕事は休日であった。

地名散歩 今尾 恵介

- 03 地籍問題研究会 第38回定例研究会概要報告  
地籍問題研究会 事務局委員 辻田 智博
- 05 地籍学事始め  
第5回 日本地籍学会設立に向けて  
地籍問題研究会 副代表幹事・事務局長 草鹿 晋一
- 07 愛しき我が会、我が地元(4巡目) Vol.128  
函館会/香川会
- 10 令和6年度子ども霞が関見学デー
- 13 第17回つくば国際ウォーキング大会参加報告
- 14 八女市役所新庁舎建物表題登記成果品贈呈式
- 15 測量・地理空間情報イノベーション大会2024
- 17 第11回しずおか境界シンポジウムに参加して
- 19 12人の土地家屋調査士 第2回
- 22 お知らせ  
日本登記法学会 第9回研究大会開催のご案内
- 23 令和5年～6年度研究所研究中間報告～概要紹介～
- 24 令和6年度ウェブ研修会のお知らせ
- 25 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信
- 26 会務日誌
- 28 各土地家屋調査士会へ発信した主な文書
- 29 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 30 お知らせ  
セコムパスポート for G-ID  
土地家屋調査士電子証明書の発行について
- 32 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム  
調査士カルテMap
- 33 ちょうさし俳壇 第473回
- 34 国民年金基金だより
- 35 編集後記

# 地籍問題研究会

## 第38回定例研究会概要報告

地籍問題研究会の第38回定例研究会は、前回に続き、対面およびオンラインのハイブリッドで実施された。東京都文京区の会場に32名、オンライン96名の、合わせて128名の参加者を得た。

今回の研究会は、「DX時代の地図編製4ー境界データの共有・統合に向けて」と題して、関本義秀氏(東京大学空間情報科学研究センター長・教授、一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会代表理事)から「G空間情報センターのミッション～サステナブルな都市のデジタルツインの構築に向けて」と題した基調講演をいただいた。



関本義秀氏

この基調講演では、日本でスマートシティの取り組みについては豪華すぎるシステムでは予算に限りがあり持続できないので、補助金に頼り過ぎず、地域が長期的に自らの規模に応じて管理していけるデータと基盤が重要であると述べられた。2016年に発足したG空間センターでは、官民間問わず国内の有償・無償の地理空間情報流通を行っており、大手ベンチャーのビジネスハブとなっている。特に自治体単位のウェブサイトでは重すぎて管理しきれないためオープン化できていないデータでも、1TBまでなら無料で保管・公開が行えると述べられた。

例えば、2021年7月に発生した熱海土石流災害では、静岡県点群サポートチームはG空間センターの公開点群データを用い、崩壊の原因となった盛り土の存在や崩壊土砂量の算定を行い、翌日の現地調査や二次災害の防止に役立てることができたと報告された。また、2023年の登記所備付地図の公開時には月間ページビューが240万件に達し、想定以上のインパクトがあったと報告された。市民協働型プラットフォームでは、市民がスマホのGPS機能を使って地域の課題をレポートして、自治体はその対応状況を共有できるようになったと述べられた。地理空間情報は公的な要素が強く、スピーディーに進めて



地籍問題研究会事務局委員  
辻田智博

いくべきであり、サステナビリティの観点から全てを自治体が負担するものではなく、地域事業者が会費を払ってでも使いたくなるようなサービスにすることが大事と述べられた。

続いて、報告1として、伊藤裕之氏(国土交通省政策統括官付地理空間情報課地籍整備室企画専門官)による「地籍調査の今後の取組及び地理空間情報整備の方向性」と題する報告が行われた。



伊藤裕之氏

この報告では、令和2年度から行われている第7次国土調査事業十箇年計画の実施状況や中間見直し等の報告がされた。令和2年の国土調査法等改正等により措置された固定資産税台帳の利用の活用状況は、90%を超えるものと報告された。街区境界調査の成果は法的な位置づけが明確化され、認証後の成果の写しは登記所へ送付されることになり、実施市区町の数も年々増加していると報告された。立ち入りが困難な山村部で、リモートセンシングデータを活用した成果をもとに調査実施することで、費用負担と作業期間の削減が行えたと報告された。中間見直しとして「一筆地調査の円滑化」①所有者探索のための情報の利用の拡大、②通知に無反応な所有者等がいる場合の対応、③オンラインによる筆界確認についての技術検証、「都市部・山村部の調査の推進」①国によるモデル事業の実施等による民間測量成果等の活用促進、②リモートセンシングデータを活用した調査の対象地区の拡大等について報告された。地籍調査成果のデジ

タル活用として現在自治体内GISで利用されているほか、登記所備付地図のオープン化により、民間サービス等での活用が開始されたと報告された。

次に、報告2として、楠野智之氏(法務省民事局民事第二課地図企画官)による「法務局地図作成事業の今後のビジョン」と題する報告が行われた。



楠野智之氏

この報告では、令和7年度からの地図整備計画の策定に向けた基本方針について報告された。「法務局地図作成事業」という呼称の統一がされ、事業類型を「防災・まちづくり型」「大都市特化型」「被災地域復興型」と事業の意義をより正確に表すために名称を改めたとの報告がされた。また、従来では対象面積が小さく選定されなかった地域を必要に応じて局所混乱型として実施を検討すると述べられた。さらに、従来までは事業実施地区の選定基準が不明瞭であったが、地元自治体からの要望書の提出を受け、考慮要素における優先度の高い地区から優先実施していくと報告された。



望月繁和氏

次に、報告3として、望月繁和氏(全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会副会長、土地家屋調査士)から「地方自治体統合 webGIS

の構築に向けての社会連携」と題する報告が行われた。

この報告では、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が行った業務や、官公署で保有しているデータを、協会が開発したwebGISに掲載することで、協会と官公署双方のメリットとなり、災害復旧等の円滑化にも繋がると報告された。webGISは、ウェブブラウザがあれば利用できるため、追加でソフトのインストールが必要ないと述べられた。背景地図は、電子国土地図を利用しているため、地図データの購入、更新費用が発生せず、運用コストが抑えられていると述べられた。資料が紙媒体しかない場合、市役所内にスキャン用の機器を持ち込み、その場でデータ化を行い、同時に位置情報の登録や、個人情報を墨消ししたと報告された。

最後に、当研究会幹事の小野伸秋氏により総括が行われ、土地家屋調査士や測量士が個々で作成した測量データ等を共有して統合できれば地図ができるのでは、と述べられた。また、地籍学会が発足したあかつきには、各地域における市民・行政との共同体制を確立し、不動産ベースレジストリの作成・更新制度に貢献できるシステムの構築をすべきであり、会員である土地家屋調査士及び測量士は専門性を生かした情報管理を通じた参画をする必要がある、との展望が示された。



小野伸秋氏

## 第5回 日本地籍学会設立に向けて

地籍問題研究会副代表幹事・事務局長  
草鹿 晋一(京都産業大学法学部教授)



3月に開催された地籍問題研究会総会において、日本地籍学会(仮)の設立・移行の手続を開始することが承認されました。次年度3月に開催予定の研究会総会において学会への移行決議を行い、7月あたりに学会の設立総会を開催する予定で準備作業を行っているところです。第1回、第2回の本連載からも明らかなように、地籍問題研究会は将来学会を設立する前段階として設立されました。学会というためには一定の学問体系を前提とする必要がありますが、当時、地籍とはなにかが明確でなく、学問的体系性を示すことは難しいので、まずは研究会を作り、そこで研究を進めた上で、学会への移行を目指すこととされたと同っています。つまり、地籍学会設立は研究会創設のときからの悲願であったのです。しかし、研究会創設から10年、なかなか学会化は進みませんでした。それはなぜかを検討し、今回前に進むことになった経緯を記したいと思います<sup>1</sup>。

そもそも地籍とはなにか？これについては、第1回で鮫島代表幹事が法令の規定等を参照しながら検討されています。『韓国慶一大学校不動産地籍学科長李範寛教授(2004年当時)は、著書「地籍学原論」(翻訳 戸田和章)の中で、「地籍」を「国家が土地に対する物理的・権利的・価値的・土地利用規制の現況を公示する目的で筆地単位に登録した記録又は情報」と定義している<sup>2</sup>とあるように、本来、地籍とは、ある土地に関する公的記録の集積されたものです。人の「生まれてから死ぬまで」の様々な変化に関する記録が戸籍に集約されるように、地籍を見ればその土地に関する様々な情報が全て手に入る、そういうものが地籍というべきでしょう。日本にはそのような統一的な記録がない、とされています。不動産登記が最も近いものであるが、それだけでは上記の要件は満たされない、というのです。

確かに、物理的情報は表題部登記、権利的情報は権利部登記で公示されていますが、それ以外の価値的、土地利用規制の現況を示す情報が欠けています。価値的現況を示すものとしては税務関係資料としての路線価図、あるいは固定資産税認定資料としての地番図に、土地利用規制の現況を示すものには都市計画図等に分散して示されています(これらも一例にすぎず、実にさまざまな地図、あるいは情報があちらこちらに分散していることはみなさんご承知のとおりです。ある自治体では自治体内部ですら5種類の地図(路線価図、農地台帳、道路台帳、都市計画図、上下水道管理図)があり、それぞれ分散管理していると聞いたことがあります。

地籍を考えるときには、この現状を正しく認識し、これをどのように考えるか、ということをもまず検討しなければならないと思います。地籍情報がどのように公示されているか、それぞれの情報がどのような根拠に基づき、どのように管理されているか、という現状認識が正確になされる必要があります。次に、それぞれの情報の整合性や調整がどのようになされるべきか、という検討がされなければなりません。さらに、これらの地籍情報の統合の必要性、妥当性とその方法が検討されなければなりません。

これまで研究会では、土地の物理的情報である地図作成を中心に、さまざまな地籍情報の現状とその課題について個別に検討してきました。地籍調査、登記所備付地図、筆界調査のあり方、境界紛争解決の方法などに始まり、調査に伴うさまざまな技術的問題、所有者不明土地など地籍調査の障害となり得るさまざまな課題を取り上げ、意見交換してきました。<sup>3</sup>

近年では、所有者不明土地問題の解消に向けたさまざまな法改正を取り上げ、地籍情報の調査、集約

<sup>1</sup> なお、本稿は筆者が幹事、事務局長として関わるうちに得た個人的見解であり、研究会の組織的見解を代表して述べるものではありません。

<sup>2</sup> 連載第1回(本誌809号(2024年6月号3頁))参照

<sup>3</sup> 連載第3回(本誌811号(2024年8月号16頁))参照

---

に向けてどのような課題があるかを検討してきました。昨年度からは、地図情報のDX化をテーマに、これからの地図(すなわち土地に関する物理的情報の公示)のあり方について検討してきました。

その過程で、制度や法改正を主管する法務省、国土交通省、農林水産省、デジタル庁の関係者から制度の趣旨や背景をご紹介いただき、それについて実務家と研究者で意見交換するというスタイルも確立してきました。地図情報のDX化については、自治体関係者も加わり、パネルディスカッションを通じて相互の特徴や課題を明らかにし、今後の連携可能性も視野に入れるようになってきました。この産学官あるいは産学公が一体となって地籍に関する諸問題を検討する体制は、今度の学会運営においても踏襲すべきことだと思っています。

ところで、これまでの活動と現在の状況を鑑みると、学会として充足してしばらくは以下のテーマを中心として取り組んでいく必要があると思います。

- ①地方の地籍・境界に関する旧慣の研究(土地家屋調査士法第25条第2項の「地域の慣習」調査)
- ②地理空間情報ベースレジストリなどを含めた地図情報の高度化の研究
- ③国際地籍シンポジウムなど、国際的な研究活動への関与

地籍調査や不動産登記法第14条地図作成の状況を見ると、地租改正以来の歴史的経緯、地域ごとの調査の実情、地域独自の慣習を知らずして適切な調査はできないと思います。過去に行われた地籍調査の評価、登記所備付地図(あるいは準ずる地図)の評価について避けて通ることはできません(全体的に信頼性に欠けるということはありません。ほとんどは適切になされていますが、一部に修正の必要なものがあることは否めません。)。また、過去に適切な地図作成がなされていても、現状に変動があり、修

正が必要になることもあります。その際、全国一律、画一的に処理をすることは適切とはいえない、というのが多くの土地家屋調査士に共有される認識であると思います。しかし、この共有認識は、今記録しておかないと次の世代には継承されません。地道な作業になりますが、この過去の記憶をきちんと記録する作業は、学会として(あるいは日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。))に協力して)取り組まなければならないことだと思っています。

一方、地図情報については、各種技術の進歩にあわせ、大幅に高度化しています。GPS情報、世界標準座標、3Dスキャン、ドローンの活用、タブレットやスマホの活用、それらを総合する概念としてのDX化など、最新の状況について情報共有し、互いに研鑽する機会が必要です。

最後に、海外における地籍学の知見について人的交流等を通じて共有し、活用を図ることも必要です。東アジアの関係機関が持ち回りで開催してきた国際地籍シンポジウムについても、これまでは連合会が受け皿となってきましたが、地籍学会設立のあかつきには、地籍学会がその窓口として、あるいは連合会と共同で実施してもらいたいとの申し入れをいただいております。相応の役割を果たしていかなければならないと思います。

これらの課題に取り組むためには、全国で先進的な取り組みをしていらっしゃる土地家屋調査士はもちろん、伝統的な地図作成をきちんとされてこられた先達、地域の慣習に精通した方の参加が不可欠です。各土地家屋調査士会には連合会から学会への参加呼びかけをしていただけたらとうかがっておりますが、個人での参加も大歓迎ですので、ご検討の程、よろしく申し上げます(地籍問題研究会へのご入会については、ホームページ(<https://chiseki.org>)の入会案内をご覧ください)。

# 愛しき我が会、我が地元

4巡目

Vol. 128

## 函館会

### 『縄文遺跡に行きたい』

函館土地家屋調査士会 会長 磯谷 俊仁

私の地元、北海道茅部郡森町字富士見町という100世帯ほどが生活する小さなまちで、その西側に隣接して北海道茅部郡森町字鷺ノ木町というさらに小さなまちがあります。

鷺ノ木町は、幕末の維新の時代に起きた箱館戦争に先立ち、旧幕府軍の榎本武揚や土方歳三らが上陸した場所としても知られています。

この上陸地点から西側へ直線距離にして1.1kmほど行った山間部に「鷺ノ木遺跡」があります。また、私の事務所からは直線距離で2.2kmほどしか離れていません。鷺ノ木遺跡は、世界遺産登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の「関連資産」と位置づけられている道内最大規模の環状列石(ストーンサークル)であり、その周辺には竖穴墓域が存在します。縄文時代後期前半(およそ4000年前)に造られており、発見当時は環状列石を覆うように約1~2mの厚さで駒ヶ岳が噴火した時の火山灰が堆積していたため、まるで火山灰が鷺ノ木遺跡を守っていたかのように、とても良好な保存状態を保っていたそうです。

鷺ノ木遺跡は、北海道縦貫道路建設の工事の際に発見されたもので、遺跡と道路を共存させるために関係機関が協議を重ね、今のように遺跡の下にトン

ネルを設置して道路を通過させ、両方を維持管理するという状況になっています。

環状列石はストーンサークルとも呼ばれ、鷺ノ木遺跡の環状列石は楕円形の配石を中心とし、その外側に円環状の列石が二重に巡り、外周が約37m×34mのほぼ円形です。

これまでの調査では石の下にお墓は見つかっていません。また、環状列石を作る前には、大規模な土木工事が行われたことが地層の観察で分かっています。なお、儀式の跡と思われる砂利のかたまりが5か所見つかっています。環状列石の周りには、集落の跡が見つかっていませんので、普段の生活とはかけ離れた場所に作られていたと考えられます。

そして、葬送や祭祀を行う神聖な場所を区画するために、たくさんの石が並べてあると考えられています。また、縄文人は環状列石からみた駒ヶ岳のどの方向から太陽が昇るかを観察し、カレンダーとして利用していたと考える学識者もいます。

竖穴墓域は今でいう墓地であり、環状列石の南側5mのところを発見され、大きさは約10.5m×11.5mのほぼ円形です。竖穴の中には7基の土坑墓と4基のピットがあります。土坑は、堆積した土や副葬品



上に駒ヶ岳、下に鷺ノ木遺跡  
出典: JOMON ARCHIVES (森町教育委員会所蔵)



環状列石(ストーンサークル)  
出典: JOMON ARCHIVES (森町教育委員会所蔵)  
上部の小円は竖穴墓域



竪穴墓域

出典：JOMON ARCHIVES（森町教育委員会所蔵）

からお墓と考えられ、ピットは供献品や墓標を設置する穴と考えられます。柱の穴や炉の跡がないことから、最初からお墓を作るために掘られたものと考えられます。

自分の住んでいる近くにこのような遺跡があると、ふとした時に縄文時代の人はどんな暮らしをしていたのかなとか、遠くまで移動する時はどうして

いたのだろうかとか色々と考えるときがあります。

平成15年の発掘調査で遺跡が発見され、平成17年度から遺跡の指定範囲を決定するために測量調査がスタート、平成23年に私も調査の一端を担い、境界測量や分筆登記などを行ってきました。それから13年経ち、令和6年の今日、このように鷺ノ木遺跡を紹介する機会に恵まれ本当にうれしく思います。また、久しぶりに森町教育委員会担当者と遺跡についてお話をすることができ、遺跡に対する想いがまた甦ってきました。私ごとですが、小学生のころ友達と近くの小川に行き、日本ザリガニを採りながら、土器の破片を見つけたことを思い出しました。このときの土器の発見が今日に繋がっているのかもしれないね。森町教育委員会では、例年遺跡見学会を実施しており、本年度も7月から10月の間に計画しています。森町役場ホームページで実施日を公開していますので、興味のある方は是非参加してみてください。

鷺ノ木遺跡に、縄文の時の流れを感じることができるとは思いません。

## 香川会 『22年ぶりに「ココ石」と対面しました』

香川県土地家屋調査士会 広報担当副会長 橋本 博之

皆さん、こんにちは。香川県土地家屋調査士会広報担当副会長の橋本博之と申します。しばらくの間、お付き合いをお願いします。

ある日「私は元〇〇小学校の校長の〇〇という者です。」という電話が

電話の主は、面識がある元小学校の校長先生をしていた方でした。用件は、小学校の「ココ石」看板が、劣化で文字が読めなくなっているの、これについては修理していただけるのか、ということでした。

香川県土地家屋調査士会は、平成14年に「土地家屋調査士制度制定50周年記念事業」として、香川県下の全224校の小学校の校庭に「ココ石」と称する位置基準標石を埋設して、その測量成果を記した看板を設置しました。私は小豆島在住ですので、小豆島の小学校を担当しました。小豆島とはいえ、当時の小学校数は11校ありました。そのすべての小学校を訪れ、「ココ石」を看板とともに埋設していきました。その際に、「もし、破損や劣化した場合は、連絡いただけましたら、香川県土地家屋調査士会が修復いた

します。」との約束をしていました。しかし、今の先生方はそのことを知らないの、連絡をしてこなかったということで、元校長先生がそれなら私が連絡をしますとなり、私の方へ連絡をいただいた次第です。

### 22年ぶりに「ココ石」と対面しました

看板の修復に際して、現状調査をするために4校の小学校を訪問しました。そして、22年ぶりに「ココ石」と対面しました。「ココ石」は花崗岩製で、標識は真鍮でできています。色は少々くすんでいましたが、威風堂々と存在していました。ところが、看板は長年の風雨にさらされ、無残な姿で立っていました。これは修理では対応できない、取り替えが必要だと判断しました。

### 22年前の看板が複製できるのか？

さて、取り替えることは決めたものの、「22年前に作った看板の複製品は作れるのか」、という問題がありました。ゼロから作るとなると、北緯・東経・標高の記録はあるものの、看板の大きさ、看板の支

柱への取り付け金具等の規格が合うのか等の心配がありました。とりあえず22年前にお世話になった看板製作会社に連絡を取ったところ、当時の看板のデータを全て保管しており、複製は可能であるとの返答がありました。すぐさま、4校分の看板を発注しました。(ああ～、ラッキー)

### いざ、看板の取り替えに、ところが…

条件は整いましたので、看板の取り替えの日程を調整しました。小学校へ訪問するので、できれば夏休みの最終週でと思っていましたところ、台風が来るということが分かりました。できれば、台風通過後に訪問したいと思っていましたが、この台風がノロノロで、そのため9月に入ってからということになりました。結果、校長先生の理解を得て、9月2日の小学校の始業式が終わった後、午後1時半頃から作業することになりました。午後1時半スタートで、4校分の看板取り替え、ハードなスケジュールになってしまいました。

### 素人作業員(筆者)の仕事の出来映えは？

さあ、いよいよ取り替え作業というところですが、素人作業員の私がどの程度作業をこなせるか心配していました。ところが、作業をやり始めると何の苦も無く取り替え作業を完了することができました。私の腕もなかなかのものだなあと、自画自賛しましたが、それもこれも看板複製の精度が良く、ねじ穴もピッタリだったということが要因であり、改めて看板製作会社に感謝いたしました。取り替え終了後には、小学校の先生方と一緒に「ココ石」及び看板の写真撮影をい

たしました。また、この度の機会を与えてくれました、元校長先生と看板の複製に携わった会社の担当者に看板取り替え終了の報告と感謝の意を伝えました。

### 看板取り替え作業を終了して

香川県土地家屋調査士会では、平成14年の「ココ石」設置後、毎年の広報部事業計画に「ココ石」を利用した広報活動を掲げています。その礎になる「ココ石」と看板が劣化していたのでは申し訳ないことだと認識しております。この度、取り替えた看板は、これからもずっと小学校の子供たちの成長を見守っていくことだろうと思っています。最後までご覧になっていただき、ありがとうございました。



小豆島池田小学校の取り替え前の看板



取り替え後の看板



「ココ石」設置時に仲南町教育委員会広報に掲載された記事



池田小学校の校長先生及び教頭先生と記念撮影

令和6年度

# こども霞が関見学デー



連合会広報部

「こども霞が関見学デー」は、法務省を始めとした26の府省庁等が連携して、業務説明や省内見学などを行うことにより、親子のふれあいを深め、子供たちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、府省庁等の施策に対する理解を深めてもらうことを目的とした取組で、令和6年度は8月7日(水)、8日(木)の2日間の日程で開催されました。

日調連も広報部を中心として、法務省の敷地内にてこれまで広報イベントを開催してきました。例年行っている「トータルステーションを使った測量体験」、「地面のボタン(境界標)をさがそう!スタンプラリー」、「土地家屋調査士クイズ」の他に、今年は新たに「ドローンシミュレーター」とスタンプラリーに参加した子供たちに「境界標のキーホルダー」をカプセルに詰め、無料で提供するコーナーを設けました。2日間で500人を超える子供たちに参加いただき、嬉しい悲鳴を上げました。広報部役員、広報員に加え日調連事務局スタッフによる企画・当日の運営で、真夏にいい汗をかきました。当日の様子は各担当者からお伝えします。



広報員 石瀬 正毅(東京会)

私は、主に2日間、トータルステーションによる測量体験ブースを担当しました。測量体験者には小学生以下の子供が多く集まり、興味を持って望遠鏡を覗いてもらえました。ご参加いただいた子供たち



には、その年齢によって説明の内容を変え、距離の公式を学んだ小学6年生以上には、公式による距離の求め方が実社会で活かされていることを説明しました。高校生以上には、三角関数による水平距離算出の説明をしました。小学5年生以下の子供には、単純にトータルステーションを覗いてターゲットのミラーを見てもらい、測距ボタンを押して距離が測れることの説明を行いました。算数及び数学が将来、仕事でも役に立つことに重点をおいて説明しました。

お子様に同伴している保護者の方々にも積極的にトータルステーションを覗いていただき、子供よりも興味をもっていただいた方も多数おられました。

広報員 北條 誠治(長野会)

私は、小中学生とその引率保護者を対象として、



土地家屋調査士の仕事を紹介する広報活動を行いました。

法務省の赤レンガ造りの旧本館を前に、2台のトータルステーションを据えました。

「塾でsin、cos、tanを習ったよ」という小学生高学年・中学生には三角比の説明も加えながら、トータルステーションを操作する子供たちや保護者をサポートしました。

2日間ともに開場の午前10時を過ぎると、続々と家族連れが法務省の建物に入館するために列をつくっていました。印象的であった来場者の様子をお伝えしたいと思います。

トータルステーションを覗いた瞬間の子供たちの「おっ」という驚嘆の声は、周りの来場者の関心を集めていました。子供たちの姿を写真に収めているお母さん方も、次にトータルステーションを操作して測距をした時には子供たちと同様の反応をしていました。また、順番待ちの家族は「何を見ているのかな。」と興味津々な様子でした。今回の体験によって、次に街で見かける測量の風景が違って見えることでしょう。

数学と法律を学びたいと考えている高校生のお子さんの将来の仕事の選択肢として、土地家屋調査士の仕事の魅力を教えてほしいというお母さんがいました。別の来場者では、実家の官民境界線に関する即席の無料相談会となりました。

この度のイベントで感じたのは、「道路でカメラのようなものを覗いている人たちは何をしているのだろう。」という素朴な興味関心を、実際に測量機器を触る体験をしていただくことで、土地家屋調査士の認知度の向上につながったイベントであったと感じました。



#### 広報員 我妻 諭(宮城会)

この度、ご縁をいただき、「こども霞が関見学デー」のスタッフとして参加しました。霞が関という場所に赴くのも、警備員が常駐するセキュリティゲートを通るのも初めてだったので、私自身が来場した子供たちに負けないくらい目を輝かせていたと思います。その中で感想を述べさせていただきますと、来場した子供たちのトータルステーションへの関心の高さと、感覚的に操作を習得する速さに驚きました。また、それと同等に親御さんのトータルステーションへの興味が強いということ。子供以上に楽しそうに器械の操作に耽る姿が印象的でした。「これまで、道路で見かけた時に写真を撮っているのかと思った。(子供)」、「この器械の前を横切っても大丈夫なのでしょうか？(お母さん)」などの感想や質問に、楽しく対応させていただきました。

隣を見れば、朝から喋り通して疲れているはずの石瀬広報員や北條広報員が、子供たちが来ると瞬時に、目を輝かせながら丁寧な説明をしていたことに感服しながら、ある種の土地家屋調査士の習性を垣間見た気がして一人嬉しくなっておりました。

この体験を通じて、子供たちに「楽しい・おもしろい」という感覚を記憶の中にとどめてもらい、未来の土地家屋調査士を紡ぐ活動であったと、肌身で実感させていただく有意義な機会となりました。

このイベントの準備をしてくださった広報部の皆様と事務局の方々に感謝いたします。

#### 広報部理事 松村 充晃(熊本会)

スタンプラリーでガチャガチャを回そう！

今年のスタンプラリーは景品に趣向をこらしました。会場内の広場に、6つの境界標識とスタンプ台を隠し



て設置。参加者はこれら6つの境界標識を探し出し、備え付けのスタンプを集めてブースに戻ると、メダルを1つ獲得。そのメダルを使って、ガチャガチャを1回回すことができる企画です。

この企画は、岡田会長の『ガチャガチャをやりましょうよ』という一言がきっかけで始まり

ました。土地家屋調査士ゆかりのグッズをカプセルに詰め、連合会会館の前にガチャガチャマシンを設置すれば、訪れる土地家屋調査士への良いお土産になるのではないかと、いうものでした。令和6年度の連合会定時総会の懇親会にお招きした株式会社コノエ(以下「コノエ」という。)の宮本氏との雑談の中で更に構想が膨らみ、境界標識をモチーフにしたキーホルダーを提案いただきました。これをカプセルに詰めてガチャガチャにすれば、こども霞が関見学デーに参加する子供たちにもきっと喜ばれるはずという話に盛り上がり、その場で企画が具体化しました。

今回のこども霞が関見学デーのイベントは、このガチャガチャ企画の初お披露目となりました。

ガチャガチャの景品カプセルは、コノエ様のご協力により無償で提供いただきました。昨年度のスタンプラリー参加者は約350名でしたが、今年は品切れで悲しい子供たちの顔を見ないようにと、念のため500個の景品をコノエ様に依頼しました。境界標識キーホルダーの単価を考えると、大量の注文は無理なお願いだっただかもしれません。快くご協力くださいましたこと、深く感謝申し上げます。

結果、スタンプラリーとガチャガチャ企画は大盛況

で、準備した500個の境界標識キーホルダーが最終日残り1時間のタイミングで品切れとなってしまったほどの大成功を収めました。会場内では、境界標識のキーホルダーをリュックやバッグにつけて歩く子供たちの姿が多く見られ、境界標識は境界を示すだけでなく、子供たちの身近なキーホルダーにもなるという潜在能力を感じ、思わずニヤリとしてしまいました。今回の企画成功を受け、ガチャガチャマシンは連合会会館に一つだけ設置するだけにとどまらず、全国の土地家屋調査士会館の軒先や広報イベントで活躍する一大プロジェクトになる可能性を感じました。

#### 広報部理事 荒木 崇行(札幌会)

私は、今回ドローンの体験ブースを2日間担当しました。ドローン体験には、PCとプロポ(ドローンのコントローラー)を使用して、ドローン飛行を体験していただきました。来場者は小学生が多く来場していました。小学生以下、小学生低学年、高学年の年代に関わらず、興味を持った子供は何回も体験したり、体験する中で土地家屋調査士とドローンの関連を熱心に聞いてくる子供や保護者が想像よりも多くいました。ドローンをきっかけに、土地家屋調査士について聞いてくる方もいました。

今回のこども霞が関見学デーでは、唯一のゲーム型の体験ブースだったため、ドローン体験は反響があり、2日間通して行列ができる時間も多くなりました。

こども霞が関見学デーでのドローン体験ブースは初めての試みでしたが、この体験を通じて土地家屋調査士に関心を持ってもらい、参加した子供たち、同伴されていた保護者の方にも楽しんでいただけたイベントだったと感じました。



# 第17回つくば国際 ウォーキング大会 参加報告

令和6年6月2日(日)に第17回つくば国際ウォーキング大会が開催されました。この大会は、つくば市が平成19年秋に市制20周年を迎えたことと、つくばエクスプレスがつくばまで開通したことなどを契機として、一般社団法人日本ウォーキング協会(JWA)とNPO法人茨城県ウォーキング協会(IWA)の尽力により、平成19年12月2日(日)に「つくば市制20周年記念」ウォーキング大会として第1回目が開催されたのが始まりです。大会当初から今回の大会まで日調連が協賛し、茨城土地家屋調査士会の皆さんに運営協力をしていただき開催してきましたが、第17回大会をもって協賛を終えることになり、今回の参加に併せて大会関係者にこれまでの御礼を述べてまいりました。

大会当日は、雨予報であったこともあり、事前予約をキャンセルされる方が多くいたようです。しかしながら、当日は、朝方に雨がパラパラ降っている程度で、天気も回復に向かっていったことから、当日参加の方も多くみられました。

長年に渡る本大会への協賛を終えてしまうのは心苦しいところではあります。茨城土地家屋調査士会の会員には、長年に渡る運営協力、誠にありがとうございました。

このつくば国際ウォーキング大会が益々発展することを祈念いたしまして、本大会の報告とさせていただきます。

広報部長 久保 智則(長野会)



受付の様子



スタート地点

# 八女市役所新庁舎建物表題登記成果品贈呈式

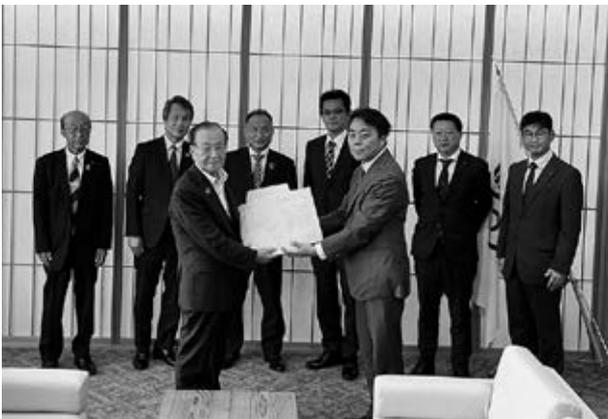
## 「官公庁建物の表題登記を推進：福岡会の地域貢献」

令和6年6月24日、八女市役所市長室で新庁舎の建物表題登記成果品の贈呈式が行われました。この事業は、福岡会の有志による官公庁の建物登記啓発活動の一環であり、福岡県内では4件目の事業となります。八女市の三田村統之市長をはじめ、市役所の関係者が出席する中、日調連岡田潤一郎会長の新庁舎完成のお祝いの言葉とともに、式が始まりました。建物表題登記制度は、世界にも類を見ない重要な制度であること、地域住民の安心安全を守るためにも、官公庁の建物登記を継続的に推進する必要性が語られました。今回の八女市庁舎の建物表題登記に対する理解に感謝の意が述べられ、今後も地域の

発展に貢献していく意志が表明されました。

続いて、三田村市長からは、八女市が人口減少に対応しつつ、経済を活性化するための施策として、企業誘致や女性の働く機会の拡大、3号線バイパスの建設計画など、八女市の明るい未来の一端が紹介されました。また、八女市は市の約65%が森林であり、森林は守っていかねばならない財産ですが、所有者不明の土地も多い状況であることについても言及がありました。岡田会長は、土地家屋調査士がこれらの課題にも貢献できることを強調し、登記成果の贈呈をもって、式は閉会しました。

広報部理事 松村 充晃(熊本会)



(左から)

- ・福岡会八女支部 牛島会員
- ・日調連 杉山副会長
- ・八女市 三田村市長
- ・日調連 岡田会長
- ・福岡会 日野会長
- ・福岡会 野中会員(元日調連副会長)
- ・福岡会 平木副会長
- ・福岡会八女支部 坂本支部長



(左から)

- ・福岡会 平木副会長
- ・日調連 杉山副会長
- ・日調連 岡田会長
- ・福岡会 日野会長
- ・福岡会 野中会員(元日調連副会長)
- ・福岡会八女支部 坂本支部長
- ・福岡会八女支部 牛島会員

# 測量・地理空間情報 イノベーション大会2024

「測量・地理空間情報イノベーション大会2024」に参加して様々な講演を拝聴する機会がありましたので、その中から2つほどご紹介いたします。

## (開催概要) 測量・地理空間情報イノベーション大会2024

開催日時 対面開催：2024年6月11日(火)～12日(水)  
オンライン開催：2024年7月1日(月)～7月21日(日)

主催 公益社団法人 日本測量協会  
(日本学術会議協力学術研究団体)

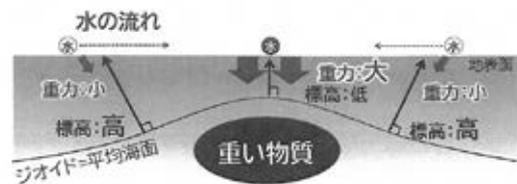
一つ目は、国土交通省国土地理院菅原安広氏が講演されました「精密重力ジオイド」です。我々土地家屋調査士は土地の筆界を明らかにする専門家ですので、ほとんどの業務が二次元での測量になります。ただ、測量を生業としている以上、「ジオイド」についても知識として備えていなければならないと思います。皆様は「ジオイド」とは何？と聞かれて「平均海面」と即座に回答することができますでしょうか。では、その「平均海面」と「標高」との関係性はご存じでしょうか。

「標高」とは、測地学的な定義で言うと「ジオイドと地表面との間を重力の方向に沿って測った高さ」と定義されているそうです。また、「標高」を測量する場合は水準測量が行われますが、時間(全国の測量に10年以上)／費用(予算減に伴う観測距離の縮小)

／利便性(利用者は追加で水準測量が必要)が問題となっているそうです。そこで、現在では、航空機を使用した「航空重力測量」が行われており、メリットとしては、精度は距離に依存しない、測量コストは

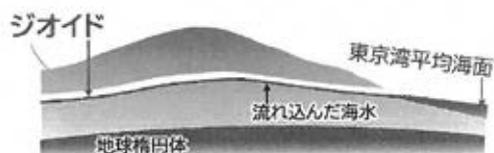
### 標高の測地学的な定義

ジオイドと地表面との間を  
重力の方向に沿って測った高さ



### ジオイドとは？

平均海面を仮想的に陸地へ延長した面



海の水が流れ込むようにトンネルを掘ったとき、その流れ込んだ海水が作る海面が「ジオイド」

### 計測技術最前線～航空重力測量～

航空機に重力計を搭載し、  
上空から重力を測定する測量

広域の重力データを均一に取得可能  
山岳部・沿岸海域も測定可能

観測実績  
実施時期 令和元年度～5年度  
総測線本数 598本  
総飛行距離 139,373 km  
総飛行時間 1,316時間23分



国内初の全国の航空重力測量

---

比較的小さいとのことでした。測量技術と機械の進歩は目覚ましいものがあると、講演を拝聴して感じていました。講演の最後に、今後の標高はどう変わるのかというテーマになり、令和6年度末に衛星測位を基盤とする標高成果に改定されるそうです。具体的な効果として、①地殻変動で累積した海面と標高との位置関係のズレが解消、②精密重力ジオイドと衛星測位を用いて、現況にあった標高が従来よりも迅速かつ高精度に取得が可能とのことでした。

二つ目は、日本土地家屋調査士会連合会で常任理事をされている石川県土地家屋調査士会名誉会長石野芳治氏の「震災復興と土地家屋調査士」の講演です。今年1月に令和6年能登半島地震が発生しました。そして、今までに一部例として、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震が発生しています。私が住んでいる広島県も二度大雨による土砂災害が発生しました。海に囲まれ、山や河川が多い日本で自然災害と隣り合わせの状況の中、どのように県民及び市民の皆様にご貢献できるのか興味があり、拝聴いたしました。講演では、最初に能登半島の現状の報告がありました。地震発生からかなりの月日経っているのに公費解体は進んでおらず(相続未了を含めた未登記問題・解体業者不足)、罹災証明書の発行も完了していない(マンパワー不足)とのこと

でした。また、復興支援事業として罹災証明の調査補助を実施中であったり、今後想定される対応として、建物滅失登記の調査業務及び地図修正作業を挙げていました。提案としては、ドローンを用いた建物滅失調査の写真の利活用も講演の中で話されました。復興が進まない理由としては、半島であるが故の交通事情、過疎化が進む地域において、専門家(土地家屋調査士等)の絶対数の少なさがあるとのことでした。最後に、技術者としての提言として、今のうちに平常時のデータを記録しておくこと、写真の企画を統一・メタデータを記録しておくこと、早期に大量データを取得するために民間の技術者を活用することの3点を挙げていました。確かに、いつ起こるか分からない災害に備えて、今から想定して災害後にも役立つ準備は必要だと痛感させられました。

他にもご紹介したい講演が多数ありますが、ページの関係上割愛させていただきました。ただ、日々日常業務が忙しいとは思いますが、このような講演等も全国各地で多数行われていますので、是非生の講演を聞いてみるのも研鑽にあたるのではないのでしょうか。

広報員 竹内 聖哲(広島会)

# 第11回しずおか境界シンポジウムに参加して

日時：令和6年7月31日(水) 13時30分～17時00分

会場：ホテルアソシア静岡 3階「駿府」

コーディネーター 公益財団法人東京財団政策研究所 研究員・研究部門主任 吉原祥子氏

コメンテーター 岐阜県弁護士会所属弁護士 秋保賢一氏

パネリスト 法務省民事局民事第二課長 大谷太氏

法務省民事局民事第二課 地図企画官 楠野智之氏

財務省理財局国有財産業務課長 川路智氏

財務省理財局国有財産業務課 専門調査官 皆川修磨氏

国土交通省政策統括官付地理空間情報課長 矢吹周平氏

国土交通省政策統括官付地理空間情報課 国土調査企画官 橋有加里氏

日本土地家屋調査士会 連合会会長 岡田潤一郎氏

令和6年7月31日、静岡駅の北口にあるホテルアソシア静岡で第11回しずおか境界シンポジウム「持続可能な社会と境界の役割」が開催されました。このシンポジウムは、静岡県土地家屋調査士会の主催で、議員や官公庁職員を含め約400名が参加しました。

冒頭、静岡県土地家屋調査士会の赤堀会長から開会挨拶の後、上川陽子元法務大臣からの祝辞がビデオで紹介され、今回のシンポジウムに対する本気度が伺えました。

パネルディスカッションでは、「住み続けられるまちづくりを」というテーマで所有者不明土地問題や狭あい道路の解消、地籍調査などの課題について、法務省、財務省、国土交通省の各担当者との議論や最新の情報、現在の取組が紹介されました。

所有者不明土地問題については、登記情報から所有者が判明しない土地の割合が26%にも及ぶこと、その原因として、相続登記の未了が62%、

住所変更登記の未了が32%であることが紹介されました。所有者不明土地問題の解決は喫緊の課題であり解消に向けた民事基本法制の見直しとして、令和6年4月1日に施行された相続登記の申請義務化が導入されたのは記憶に新しいと思います。また、住所等の変更登記の申請義務化(不動産の所有者は、住所や氏名に変更があった日から2年以内にその変更の登記を申請しなければならない)が令和8年4月1日から施行されることとなり、所有者不明土地が大きく改善され、そして所有者不明土地発生の予防になることを期待します。

相続土地国庫帰属制度が令和5年4月27日に施行され、制度開始から一年余りで、全国から2,348件



---

の申請がされ、そのうち506件が国庫に帰属したとのことです。相続土地国庫帰属制度は、土地家屋調査士には代理権はありませんが、土地筆界の専門家として土地家屋調査士はこの制度に関わってけると岡田会長の言葉がありました。

旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領の改正についても説明がされました。従来の旧法定外公共物の境界確定協議書は、申請人及び隣接土地所有者の実印の押印が必要であり、印鑑証明書の添付が必要とされてきましたが、隣接土地所有者は署名又は記名押印に変更し実印の省略ができるようになりました。また、隣接地の共有者や相続人が多数存在した場合、全員の同意を必要としていましたが、土地家屋調査士等が所在の知れない共有者や相続人の探索経過を調査報告書に記載し提出することにより、境界確定協議が可となり、申請者の負担の軽減を行うことにより、不動産取引の円滑化が期待できると考えられます。

地籍調査については、地籍調査の進捗率は全国で対象面積の53%となっており、東日本大震災において、地籍調査実施地域と未実施の地域では、復旧のための造成に係る期間が約8か月もの違いがあったそうです。地籍調査を実施することにより、大規模災害が発生した場合に、早期復旧・復興が可能となり

ます。しかし、都市部の進捗率はなかなか進んでいないのが現状です。令和6年地籍調査作業規程準則の改正により、通知に無反応な所有者等がいる場合の調査方法の新設がされ、立会等の通知に反応がない場合、筆界案を送付し、一定期間返答がなければ、所有者等の確認があったものとみなすと改正され、進捗が進まない原因の解消になることを期待します。

今回のシンポジウムに参加して、パネルディスカッションのテーマである「住み続けられるまちづくりを」を実現するためには、筆界がいかに重要であるかを実感しました。そして、関係各省が改善のために様々な議論、政策の実施をされていることを知りました。このような素晴らしいシンポジウムを開催していただき、静岡県土地家屋調査士会に感謝いたします。

最後に少しだけ宣伝させてください。私が所属している愛知県土地家屋調査士会の主催で令和6年10月29日(火)に第24回あいち境界シンポジウムが開催されます。国土交通省から黒田国土政策局長、テレビでおなじみの名古屋大学の福和名誉教授をお招きし、防災減災について講演していただきます。詳細は、愛知県土地家屋調査士会ウェブサイトをご覧ください。全国からのご参加、お待ちしております。

広報員 中島 健太(愛知会)



# 12人の土地家屋調査士

各地で活躍する土地家屋調査士を特集するシリーズ「12人の土地家屋調査士」をお届けします。今回は、長崎県佐世保市で驚異的な実績を誇る船津学さんにスポットを当てました。

連合会広報部

## 第2回 長崎佐世保からの挑戦者

長崎会 船津学 会員

### 船津学土地家屋調査士----略歴-----

- 1976年 神奈川県横浜市で生まれ、その後長崎県佐世保市で育つ
- 2008年 土地家屋調査士登録、開業
- 2011年 長崎県土地家屋調査士会常任理事(研修部長)就任
- 2015年 長崎県土地家屋調査士会副会長(総務部長兼務)、九州ブロック事務局長就任
- 2017年 土地家屋調査士法人アドバンス設立
- 2017年 長崎県土地家屋調査士会会長就任
- 2021年 九州ブロック協議会会長就任

他に、ロータリークラブ会員、県議会議員後援会幹事長、裁判所調停委員、金融機関総代、PTA会長等を兼ねる。



船津学会員

**私(松村)：**土地家屋調査士としての略歴をお伺いしましたが、密度が濃いんですね。32歳で土地家屋調査士事務所を開業され、40歳で長崎県土地家屋調査士会の会長になられています。さらに、社会貢献活動としては、県議会議員後援会の幹事長、ロータリークラブ、家庭裁判所の調停委員など、数多くの役職をこなされながら、12名の職員を抱える土地家屋調査士法人の代表としても活躍されている船津学さんに、今日はお話を伺います。

### 【土地家屋調査士への道】

**私：**船津さんが土地家屋調査士を目指されたきっかけを教えてください。

**船津さん：**27歳のとき、私は長崎県佐世保市の建設会社で現場監督として働いていました。しかし、その頃は不景気に見舞われており、将来に対する不安を感じていました。

この危機感から、独立開業するための手段として、難関資格として知っていた土地家屋調査士を

選びました。

**私：**なぜ長崎県佐世保市で事業を始められたのでしょうか？

**船津さん：**地元である佐世保で起業するのは自然な選択でした。ここには私の生まれ育った地元で家族や友人がいますし、地域社会に貢献したいという強い思いがありました。

### 【成功への道のり】

**私：**社員12名を有する土地家屋調査士法人にまでされた道のりを教えてください。

**船津さん：**全くの未経験での開業ということもあり、開業初年の売上はわずか40万円程度でした。事務所の電話がまったく鳴らないので、電話が壊れているのではないかと、自分の携帯から事務所に電話をかけたりもしました。仕事も無く、お金が無かったので、支部の飲み会に行く際には、500円玉貯金を壊して、500円玉を握りしめて参加していたくらいです。そうして参加した懇親会で支部の仲間

と知り合い、2011年には佐世保支部から推薦され、一気に常任理事の研修部長に任命されました。

**私：**研修部長としてのご活動はいかがでしたか？

**船津さん：**開業後の数年間は、ほとんど睡眠時間を削りながら働きました。午前0時前に帰ったことはなかったんじゃないでしょうか。でも、それだけ働いてもお金は全く残りませんでした。長崎会の常任理事となったことで従業員を雇う必要性を感じ、縁あって、2名を雇用しました。しかし、3か月ほどで本当にお金が無くなってしまいました。

**私：**それでも前進し続けたのですね。

**船津さん：**はい。研修部長としての責任を果たすため、自費で全国の名のある土地家屋調査士に会いに行って勉強させていただきました。この時に築いた友好関係は現在も続いており、私の基盤となっています。また、開業7年目には、総務部長、財務担当副会長、九州ブロック協議会の事務局長を兼任しました。今思い出しても、この時期が一番きつい時期だったと思います。引き受けた役は責任を持って全うしなければなりませんし、家族、事務所も守っていかないといけませんから、日々全力でした。この時期を乗り越えて役を全うできたというのは自分の人生でも大きな意味があり、一つの転機だったと思います。

### 【成功の秘訣とビジネス哲学】

**私：**成功の秘訣やビジネス哲学があれば教えてください。

**船津さん：**会の役員を務めると、様々な経験を持つ方ともお会いする機会を得られます。その際に、土地家屋調査士としての経験談の他、ビジネスのアドバイスをも頂くことがあります。役員を務めたことから、限られた時間の中で仕事と会務を両立する方法を考えるようになりました。だからこそ従業員を雇用し、法人化という選択もしました。

### 【会長としての経験】

**私：**長崎県土地家屋調査士会会長としての経験について教えてください。

**船津さん：**会長になったのは開業後9年目、41歳のときでした。会長職を全うするために法人化も行いました。よく戦略的な人だと思われがちですが、準備万端で臨むのではなく、全力疾走しながら適応しています(笑)。

**私：**メディアへの露出にも力を入れられたそうですね。

**船津さん：**そうです。メディアへの露出は一瞬ですが、それをいかに自分の話題やツールとして使うかが重要なことと考えています。テレビ広告や大相撲の懸賞広告、テレビドラマなどの広報成果を通じて依頼者と話題を作り、それを活用して話を広げることに本来の意味があると考えています。

### 【社会貢献活動】

**私：**ロータリークラブや金融機関の総代、調停委員、PTA会長、外国人留学生受入れの世話人など、多岐にわたる社会貢献活動をされていますね。どうしたら、それだけの役と仕事を両立できるのでしょうか。

**船津さん：**ロータリークラブには、長崎県土地家屋調査士会会長就任とほぼ同時期に入会し、地区大会の筆頭幹事を務めて成功させました。現在取り組んでいることは「ソーラー灌漑設備設置による貧困農民救済プロジェクト」で、ソーラーパネルを設置して井戸を掘り、農業用の水を引き、二期作を可能にして貧困地区を救済するお手伝いしています。調停委員としては、民事や家事を担当しています。最初は調停に関する知識が無かったので勉強を重ねました。今でも勉強は続けています。PTA会長も3年間務めました。このように複数の役を同時に全うできるのは、九州ブロック協議会で事務局長をしていた時の経験が生かされています。望まれた役職は断らず、与えられた役割は全力で全うします。知識が無ければ都度勉強していく姿勢が大事というのが自分のスタイルです。

**私：**地元の野球大会『アドバンス杯』の Sponsor も務められていると聞きましたが、その背景を教えてください。

**船津さん：**もともとソフトボールチームのコーチを開業当初から行っていました。コロナ禍で子供た



ちの試合数が激減する中、新しい大会を立ち上げました。子供たちに試合をする機会を提供し、その笑顔を見られることが何よりの喜びです。アドバンス杯は、私が運営する土地家屋調査士法人アドバンスから取っています。現在では、テレビ、新聞等のメディアからの取材もあり、土地家屋調査士という名前の広報効果も実感できています。

**私：**ゴルフプレイヤーへのスポンサーも行っているそうですね。

**船津さん：**はい。私自身がゴルフをほぼ毎週やっています。先日は人生初のホールインワンを達成しました。ゴルフは運動にもなりますし、健康管理やストレス解消にも役立ちます。会食も多いので人脈も築けます。そんなゴルフでプロになる人を応援したくてスポンサーにもなりました。プレイヤーが土地家屋調査士の名前をつけてプレイしてくれると嬉しいです。

### 【若い世代へのメッセージ】

**私：**土地家屋調査士法人アドバンスでは、船津さんが多くの社会貢献活動を行いながらも、基本を

しっかりと遵守する土地家屋調査士法人としての運営システムが完成していると伺いました。今後の目標やビジョンをお聞かせください。

**船津さん：**今後は、従たる事務所の展開や、自分が構築した土地家屋調査士法人の運営システムを他の土地家屋調査士に伝えていきたいです。さらに、政治連盟の分野でも土地家屋調査士の地位の向上に貢献したいと考えています。その際には、県議会議員後援会の幹事長を務めた経験が生きるはずですよ。

**私：**これから時代をつくる若い土地家屋調査士に向けてメッセージをお願いします。

**船津さん：**開業当時に、ある社長に言われたことがあります。『もし人生の分岐点が来たら、恐れずに積極的な道を選びなさい。攻める方を選んだ方が、きっと後悔が少なくなるだろう。』この言葉は私の心に深く刻まれています。

そしてもう一つ、ロータリークラブでの教えがあります。『最も奉仕した者が、最も報われる。』この言葉を大切に、これからも挑戦を続け、全力で土地家屋調査士制度に貢献していきたいと思えます。もちろん人生を楽しみながら(笑)。

### 【船津さんの成功への道筋】

**私：**最後に、船津さんのような土地家屋調査士になるための道筋を教えてください。

**船津さん：**もちろんです。以下のステップが参考になると思います。

- 明確な目標を持つ：**将来の目標をしっかりと定め、新しいことや困難な課題にも果敢に挑戦すること。未知なる体験を乗り越える事が大切です。
- 地元への貢献：**地元の地域社会に積極的に貢献することで、周囲の信頼や支持を得られます。
- 挑戦と学び：**役職や新たな責任を引き受ける際は、今は知らない事でも挑戦して、常に学び続けることが大切です。
- 人脈を築く：**仲間、専門家やビジネスパートナーとの出会いを大切に、相手をもてなす心を忘れないことが大切です。

本日は、長時間にわたりインタビューにお付き合いいただき、誠にありがとうございました。お話を伺う中で、船津さんの経歴がいかに多彩で、挑戦し続けてきた姿勢の結果であることが良くわかりました。地域社会への貢献と土地家屋調査士制度の発展にも大きく寄与されながら、個人の土地家屋調査士としてのビジネスも同時に拡大されてきたその姿勢は、我々土地家屋調査士にとって大いに刺激になるものと感じました。

佐世保という人口23万人の都市で、これだけの実績を残された船津さんからは、「地域や忙しさを決して言い訳にしない」という力強いメッセージを感じます。これからも船津さんの更なるご活躍を心から応援するとともに、今回のお話が未来を担う若い土地家屋調査士の方々にとって、大きな励みになることを期待しております。本日は本当にありがとうございました。

広報部理事 松村 充晃(取材・文)



# 日本登記法学会 第9回研究大会開催のご案内

日本登記法学会

当学会は、登記に関連する研究発表や情報交換の場を提供することを通じ、登記制度の発展に寄与することを目的とし、学術的研究と実務のコラボレーションを踏まえた活発な議論を行っておりますところ、今回は通算9回目の研究大会となります。

下記のとおり、会場とオンライン会議システム(Zoom)形式を結んだいわゆるハイブリッド方式で開催を予定しておりますので、奮ってご参加いただければと存じます。

当学会はこれからも、研究者と実務家が登記に関する現状と課題を認識し、その解決の方策とそのための理論を協働して検討する恒常的かつ刺激的な場を提供して参りたいと考えています。

## 記

- 開催日時：令和6年11月23日(土)午前10時から午後5時30分まで  
(開場及びアクセス可能となる時間は、午前9時30分となります。)
- 開催形式：①会場：司法書士会館 地下1階 日司連ホール  
(東京都新宿区四谷本塩町4番37号)  
②オンライン会議システム「Zoom」を利用したオンライン会議形式
- 内 容：午前：動産・債権譲渡登記  
テーマ **「担保法制の見直しの行方」**  
報告① 和田 勝行氏(京都大学大学院法学研究科教授)  
「担保法制の見直しによる「対抗要件」概念の課題(仮)」  
報告② 伊見 真希氏(司法書士)  
「担保法制の見直しによる登記実務上の課題(仮)」  
コメンテーター 生熊 長幸氏(大阪市立大学名誉教授・岡山大学名誉教授)  
昼：日本登記法学会 定時総会(ハイブリッド方式)  
午後：不動産登記  
テーマ **「震災と登記」**  
報告① 舟橋 秀明氏(金沢大学大学院法学研究科准教授)  
「不動産登記の機能・再考(仮)」  
報告② 曾根 裕氏(司法書士)  
「震災後における登記実務の諸問題～登録免許税の減免措置を中心に～(仮)」  
報告③ 石野 芳治氏(土地家屋調査士)  
「震災後における登記実務の諸問題～表題部に関する登記～(仮)」  
コーディネーター 今川 嘉典氏(司法書士)  
コメンテーター 山野目 章夫氏(早稲田大学大学院法務研究科教授)
- 定 員：会場：80名、オンライン：250名(当学会の会員のみ)
- 参 加 料：無料  
当学会の年会費として3,000円が別途必要となりますので、未入会の方は当学会のホームページ(<https://www.toukihou.jp/>)から入会手続きをお願いいたします。
- 共 催：日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、日本登記法学会

なお、最新の情報及び参加の申込みにつきましては、当学会のホームページ(<https://www.toukihou.jp/>)をご参照ください。

# 令和5年～6年度 研究所研究中間報告 ～概要紹介～

研究所長 秋山 昌巳

令和5年度及び6年度の研究テーマは、前期の研究所において策定した事業計画や予算に照らしながら、事業計画の大項目である「表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究」に関する直接的な研究の重要性を鑑み、「表示登記制度に関する研究」及び「土地家屋調査士制度に関する研究」を新設しました。また、会長から、「狭あい道路に関する研究」の付託を受け、新設の研究テーマとしました。

研究員の選任は、新設の研究テーマである「表示登記制度に関する研究」及び「土地家屋調査士制度に関する研究」については、全国の土地家屋調査士会に当該研究に係る研究員の候補者の推薦を文書で依頼しました。また、会長付託の新設の研究テーマ及びその他の研究テーマについては、研究員の候補者を個別に打診しました。

推薦いただいた会員及び個別に打診させていただいた会員からは、研究テーマごとに作成したアブストラクト(注1)を提出いただきました。提出いただいたアブストラクトを研究所会議において慎重に協議を行い、令和5年度第5回理事会(令和5年11月1日開催)の承認を得て、全5名の研究員を選任しました。

各研究テーマの研究概要は以下のとおりであり、研究員各位の研究成果は令和6年度末に報告されることとなっています。11月号から各研究員において研究されている各テーマの内容について、中間報告を順次紹介させていただきます。

## テーマ1「表示登記制度に関する研究」 (令和7年2月号掲載予定)

近年DX(デジタルトランスフォーメーション)という言葉が流行しており、政府においてもデジタル庁という名のもとに新たな試みが行われている状況の中で、登記制度においてDXを取り入れるとどのようなことができるであろうかという観点から、登記情報について研究を行っています。

## テーマ2「土地家屋調査士制度に関する研究」 (令和7年1月号掲載予定)

土地家屋調査士の歴史について深堀りすることにより、現在の所有者不明土地、荒廃農地の増加、林業の衰退等の社会問題と土地家屋調査士制度の関わりについて整理し、将来の土地家屋調査士制度の在り方を模索していく研究を行っています。

## テーマ3「土地家屋調査士法第25条第2項に関する研究」(12月号掲載予定)

これまで联合会及び各土地家屋調査士会で実施してきた土地家屋調査士法第25条第2項(注2)に関する研究成果を整理することにより、今後、各土地家屋調査士会で実施される「土地の筆界を明らかにす

るための方法に関する慣習」に関する研究活動の参考になるようなまとめを行っています。

## テーマ4「先端技術に関する研究」 (11月号掲載予定)

前期の研究を受け継ぎ、様々な最新技術が土地家屋調査士業務にどのように関連し、将来的にどのような活用が可能なのかについて、現場における実証実験及び検証を行いながら、研究を進めています。

## テーマ5「狭あい道路に関する研究」 (11月号掲載予定)

全国各地には狭あい道路が数多く存在し、日常生活の利便や災害時の安全など、住みやすい環境づくりの面で多くの問題を抱えています。联合会としても国への政策要望として掲げているテーマでもあることから、狭あい道路に関し、言葉の定義や発生原因、統計的な現状把握、国土交通省や各地方自治体の狭あい道路解消に向けた事業の状況や課題等を取りまとめ蓄積することにより、今後の联合会の政策提言等に反映させることを目的とした研究を行っています。

以上  
(掲載号は変更する場合があります。)

注1 論文の要旨、概要

注2 業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習、その他の土地家屋調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならないとする規定

# 令和6年度ウェブ研修会のお知らせ

日本土地家屋調査士会連合会

令和6年度における全国の土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会を下記のとおり予定しております。

今回は、「Q & A 令和3年民法・不動産登記法改正の要点と実務への影響(日本加除出版)(2021年5月発刊)」著者である荒井達也氏をお招きして、民法・不動産登記法改正の要点、相続土地国庫帰属制度の現状等とその解説についてご講義いただく予定です。

開催日時 令和6年11月15日(金)午後1時30分～同4時30分  
(講義予定時間：3時間※質疑応答含む。)

講師 荒井 達也氏(弁護士)

講義内容 民法・不動産登記法改正の要点と実務への影響についての解説

実施方法 ライブ配信方式  
配信会場(日本土地家屋調査士会連合会会議室)から各地の会場及び土地家屋調査士会員個々に研修を配信

対象者 全国の土地家屋調査士会員



広報キャラクター「地識くん」

## 連合会長

### 岡田潤一郎の水道橋通信



8月16日  
～9月15日

水道橋から真っすぐ南へ歩くと神保町に辿り着くのだが、神保町の近くに「お茶の水小学校」なる学校を見つけた。なんでも前身の錦華小学校は、明治時代に夏目漱石が通っていた小学校らしく、学校の傍らには「吾輩は猫である」の石碑も立っている。夏目漱石といえば、私の地元である愛媛県松山市にも大いに縁があって、旧制松山中学に英語教師として赴任し、その際の道後温泉や人々の様子が小説「坊っちゃん」の中で紹介されている。おかげで、今や松山市は「文学の町」として全国区となり、多くの観光客に訪れてもらっている。水道橋の近郊と松山を結ぶ不思議に触れ、日調連における会務に輝きが増すような気分である。

## 8月

### 22日 第12回国際地籍シンポジウムに関する打合せ(電子会議)

コロナ禍以前は、韓国、台湾、日本における「地籍」に携わる研究者や実務家が2年に一度参集して、国際地籍シンポジウムを開催してきたところである。今回、次回の幹事国である韓国側の要請により、今後の方向性に関し通訳を介してのリモートによる確認と協議を展開した。

### 28日 政策予算要望に関する打合せ

各政党への令和7年度予算・政策要望を行うに当たり、佐々木副会長、高倉専務理事、内野常任理事と共に素案の作成を行った。

### 28日 土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同(電子会議)

我が国において、ADR促進法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)が施行されて17年が経

過し、直近においては、ODRと特定和解の実施という大きな動きがあった。各ADRセンターが直面している課題を日調連としても共有すべく、担当者会同をリモートにより開催。

### 29日 地籍問題研究会代表幹事及び同研究会事務局長の来会応対

地籍問題研究会の鮫島代表幹事が来館されるとともに、草鹿副代表幹事にリモートにより参加いただき、今年で14年を迎えた地籍問題研究会の今後における方向性等について意見交換をさせていただいた。

## 9月

### 4日 第5回常任理事会(電子会議)

今回の常任理事会はリモート会議により開催。日調連定時総会から夏の期間における各部等の活動報告を受けるとともに、15項目に及ぶ協議事項を慎重に議論したところである。

### 12日 公明党 土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会

日調連として、次年度以降の社会情勢も睨んだ「予算・政策要望」を公明党議員懇話会の先生方に説明させていただくとともに、質問に答える形で国民生活の安定と安心につなぐ時間を共有できたところである。

### 13日 土地家屋調査士が保有する業務情報公開に関する打合せ及び地図整備工程の見学等

「調査士カルテ Map」においてお世話になっている株式会社ゼンリン本社を訪問し、地図を取り巻く最前線を目の当たりにして、デジタル技術のスピードを体感させていただいた。私たちの日常業務においても、もはやデジタルは必須といえる。

### 14日 粉川茂五郎氏の黄綬褒章受章を祝う会

新潟県長岡市で開催された粉川先生の祝賀会に出席。大勢のお仲間が集う中、先生のお人柄がにじみ出る温かい祝賀会を体験させていただいた。

8月

21日

○第2回財務部会

<協議事項>

- 1 中長期的な財政計画の検討について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会費の改定について
- 3 特別会計の在り方の検討について
- 4 親睦事業の検討及び実施について
- 5 国民年金基金への加入の促進について
- 6 令和7年度予算(案)の策定方針について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会が頒布しているバッジの作成費用の前払いについて

21日、22日

○第3回総務部会

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会ハラスメントの防止に関する規則(仮称)の制定について
- 2 土地家屋調査士倫理規程及び土地家屋調査士職務規程の統合による新規規程の制定及び日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正について
- 3 商標利用に関する対応について
- 4 大規模災害対策に係るバックアップ本部について
- 5 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和7年3月追加)」について
- 6 懲戒処分事例集の作成について
- 7 日調連関係法規集の作成について
- 8 土地家屋調査士会からの照会について
- 9 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人登録支援システム(仮)の構築における今後の進め方について
- 10 専門的業務賠償責任保険等の更新について
- 11 契約中のeラーニングシステムを利用した令和6年度における役職員研修について
- 12 日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則の見直しについて
- 13 令和6年度第1回全国会長会議の運営等について
- 14 令和6年度第2回全国会長会議及び令和7年新年賀詞交歓会の運営等について

○第3回研修部会

<協議事項>

- 1 令和6年度土地家屋調査士新人研修の運営等について
- 2 令和8年度(2026年度)に実施する各ブロック協議会の新人研修の実施・運営等に向け

た対応について

- 3 第2期土地家屋調査士年次研修の実施内容等について
- 4 令和6年度におけるeラーニングの作成について
- 5 全国の土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会について
- 6 研修管理システム及びCPD管理システムの構築について
- 7 第20回土地家屋調査士特別研修の受講促進について
- 8 第19回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施について
- 9 第20回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理について

27日、28日

○第2回日調連ADRセンター会議

<協議事項>

- 1 ADR運営報告書について
- 2 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応について
- 3 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携について
- 4 令和6年度ODR推進計画提案書について
- 5 筆界特定との連携方策の見直しについて
- 6 令和6年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同について

28日

○土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同(電子会議)

28日、29日

○第3回会報「土地家屋調査士」編集会議(全体会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士会の実施する事業等について
- 2 表紙写真の選定について
- 3 9月号の編集状況について
- 4 10月号以降の掲載記事について
- 5 令和7年度広告掲載の募集について
- 6 「地名散歩」の連載継続について
- 7 「ちょうさし俳壇」の連載継続について

29日

○第3回研究所会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 各研究テーマの研究の今後の進め方について
- 2 土地家屋調査士総合研究所の設置について

9月  
3日

○第3回特別研修運営委員会(電子会議)

<協議事項>

- 1 集合研修・総合講義における弁護士講師「講師講評」について
- 2 第20回土地家屋調査士特別研修に研修管理システム(manaable)を利用することについて
- 3 基礎研修映像教材について
- 4 受講者募集について
- 5 令和7年度事業計画(案)について

4日

○第5回常任理事会(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士倫理・職務規程(仮称)の新設(案)及び日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会ハラスメントの防止に関する規則(仮称)の新設(案)について
- 3 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録に係るシステムの改修について
- 4 中長期的な財政計画の検討について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会費の改定について
- 6 特別会計の在り方の検討について
- 7 親睦事業の検討及び実施について
- 8 令和7年度予算(案)の編成について
- 9 不動産登記規則第77条第2項に規定する「特別の事情」の取扱い等について
- 10 令和7年度事務所形態及び報酬に関する実態調査について
- 11 土地家屋調査士研修実施要領の一部改正(案)について
- 12 令和8年度に実施する各ブロック協議会の新人研修の実施・運営等に向けた対応について
- 13 土地家屋調査士総合研究所の設置について
- 14 令和6年度第1回全国会長会議の運営等について
- 15 令和6年度第2回全国会長会議及び令和7年新年賀詞交歓会の運営等について

9日

○第2回登記基準点評価委員会(研修部門)

<協議事項>

- 1 作業規程の準則(令和5年3月31日一部改正)の訂正への対応について

- 2 令和6年度事業計画の展開と事業進行について

11日

○第2回社会事業部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 登記所備付地図作成作業に係る情報の提供方について
- 2 筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復興支援対策に関する規則について
- 4 不動産取引における土地家屋調査士の関与を深めるための方策について

○第5回業務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士職務規程について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号(領収証)について
- 3 年計報告書総合計表について
- 4 筆界特定制度について
- 5 登記測量について
- 6 令和7年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について
- 7 調査士カルテ Map 及び不動産ID確認システムについて
- 8 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムについて
- 9 通達集について

11日、12日

○第2回日調連関係規則等整備PT会議

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会ハラスメントの防止に関する規則(仮称)の新設(案)について
- 2 土地家屋調査士倫理・職務規程(仮称)の新設(案)及び日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 3 土地家屋調査士会会則モデル逐条解説集の改訂について

12日

○第1回研究テーマ「先端技術」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「先端技術に関する研究」の今後の研究の進め方について

発信文書の詳細につきましては、所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

月日	標 題
8月19日	令和6年度国有農地等測量・境界確定促進委託事業について(お知らせ)
8月21日	令和6年(2024年)宮崎県日向灘を震源とする地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の作成等に関する留意点について(通知)
8月27日	実務参考図書「桂林書院登記小六法令和7年版」の推薦について
8月28日	研修管理システム(manaable)の説明会について(お知らせとご案内)
8月30日	令和6年度国有農地等測量・境界確定促進委託事業について(お知らせ)
8月30日	令和6年度における大規模災害対策基金の募金について(お願い)
9月4日	令和6年宮崎県日向灘を震源とする地震における地図情報等の座標値への付記について(お知らせ)
9月4日	令和6年度第1回全国会長会議の開催について(通知)
9月9日	「マイナンバーカード対面確認アプリ」公開の周知について(依頼)
9月9日	内閣感染症危機管理統括庁ウェブサイトのリニューアルについて(参考送付)
9月9日	令和6年度第1回全国会長会議の議題について(通知)
9月9日	令和6年度第1回全国会長会議会議録の送付における希望部数の聴取について
9月10日	令和6年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同の動画配信について(お知らせ)

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録をした者、登録の取消しをした者及びADR認定土地家屋調査士の登録をした者を次のとおり掲載する。

## ■ 登録

令和6年8月1日付

神奈川 3243 小林 拓哉  
埼玉 2813 松本 壮巨  
兵庫 2584 多田 敏章  
滋賀 487 中野 洋平  
愛知 3144 中谷 達  
愛知 3145 加藤孔太郎  
長崎 820 尾上 健太  
徳島 533 八木 崇章

令和6年8月13日付

東京 8375 持留 大志  
東京 8376 西浦 雄人  
秋田 1050 武田 裕紀  
青森 798 猪ノ口 務

令和6年8月20日付

東京 8377 田所 裕昭  
神奈川 3244 石黒 太郎  
千葉 2287 佐々木充紀  
愛知 3146 宜野座さち  
広島 1951 山本 修司

長崎 821 井村 卓司

## ■ 登録取消し

令和5年11月22日付

茨城 1010 初瀬 肇

令和6年1月10日付

東京 5474 松尾 行雄

令和6年5月29日付

東京 2873 関根 英夫

令和6年6月11日付

茨城 932 染井 源

令和6年7月19日付

埼玉 1076 中村 昇

令和6年8月1日付

神奈川 1392 島田 信男  
栃木 649 鈴木 一雄  
群馬 512 田中 由雄  
愛知 1982 大平 達人

福岡 1799 西田 泉

令和6年8月13日付

千葉 964 松本 和久  
静岡 1066 鈴木 勉  
静岡 1176 水嶋 敏彦  
静岡 1198 後藤喜代司  
大阪 3357 廣田 尚三  
広島 1657 木下 眞  
長崎 601 山下 充  
鹿児島 1109 石本 大樹  
愛媛 445 長野 芳紀

令和6年8月20日付

滋賀 150 松下 佳弘  
福井 437 金子 栄吉

## ■ ADR認定土地家屋調査士の登録

令和6年8月13日付

岡山 1415 井出 柁平  
福岡 2391 緒方 晃司

## お知らせ

# セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行について

2014年(平成26年)10月30日からセコムトラストシステムズ株式会社が運営するセコム認証サービスにおいて、土地家屋調査士電子証明書(以下「電子証明書」という。)の発行を開始しておりますが、同認証サービスから発行している電子証明書の有効期間は、発行日から5年となっており、2024年(令和6年)8月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。

つきましては、次の要領で電子証明書を発行しておりますのでお知らせします。また、電子証明書の発行や失効の手続は、「電子署名及び認証業務に関する法律」や同法律に基づく規則等にのっとりて手続を行う必要があることから、事務的な対応となり、会員各位にお手数をお掛けすることもありますので、この旨ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、土地家屋調査士法人は、登記所が発行する商業登記電子証明書を使用することになりますので、詳しくは主たる事務所を管轄する登記所にお問い合わせください。

(<https://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/GLANCE/glance.html>)

## 1 有効な電子証明書をお持ちの方

電子証明書は2024年8月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。有効な電子証明書をお持ちの方は、次の要領で新しい電子証明書を発行することとしております。

**現在保有している有効な電子証明書の有効期間を延長するものではありません。**

(1) 有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類の送付

電子証明書の有効期間満了の約3か月前をめどに有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類を土地家屋調査士名簿に登録されている事務所所在地又は住所に簡易書留で送付します。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)へ返送願います。連合会ウェブサイトの利用申込書配布希望の申請

は行わないでください。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は、連合会又は所属会から当該会員に連絡をします。

**審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。**

(3) 発行時期

電子証明書有効期間満了の約1か月前をめどに、2024年8月から発行手続を行います。2024年7月から2024年12月は、発行事務の集中が予想されることから、有効期間満了直前にお申込みいただきますと、有効期間満了までに新しい電子証明書の発行ができない場合もあります。電子証明書利用申込書類が届きましたら、お早めにお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。

**電子証明書の発行日を指定することはできません。**

(4) 発行負担金

12,100円(税込)

(5) その他

① 新しい電子証明書が発行されても、それまで使用していた電子証明書は有効期間満了まで使用することができます。

② 新しく発行する電子証明書は、現在使用している電子証明書と同じファイル名(PINコードは異なります。)となりますので、取扱いにはご注意ください。

③ 有効期間満了の電子証明書のファイルを削除する場合は、誤って新しい電子証明書のファイルを削除しないようご注意ください。

④ 電子証明書及びPINコードは、再発行することができません。取扱いには十分ご注意ください。

## 2 電子証明書をお持ちでない方

2024年7月から同年12月にかけて、発行までに通常よりも大幅に時間が掛かる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

#### (1) 電子証明書利用申込書類の送付

連合会ウェブサイト (<https://www.chosashi.or.jp/members/repository/>) の会員の広場内のオンライン申請関係(セコムパスポート for-G-ID) 利用申込書送付からお申込みいただきますと、電子証明書利用申込書類を簡易書留で送付します。お申込みをしてから到着までは、5～7日程度が目安となります。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

#### (2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は、連合会又は所属会から当該会員に連絡をします。**審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。**

#### (3) 発行時期

不備のない書類の場合、連合会に到着してから発行までは、通常は1～2週間程度が目安となりますが、上述のとおり2024年7月から同年12月にかけては通常よりも大幅に時間が掛かる場合があります。

**電子証明書の発行日を指定することはできません。**

#### (4) 発行負担金

12,100円(税込)

### 3 留意事項

#### (1) 住所・氏名等に変更があった方

土地家屋調査士名簿と住民票の写しに記載され

ている住所が異なる場合は、**電子証明書を発行することができません**。異なる場合は、所属する土地家屋調査士会に土地家屋調査士法第14条に基づく土地家屋調査士登録事項変更の手続きをお願いします。

#### (2) 本人限定郵便について

電子証明書が発行されると、電子証明書をダウンロードするのに必要な情報が住民票の写しに記載されている住所に本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。

住民票の写しに記載されている住所で郵便局から本人限定受取郵便の到着通知書が配達されない場合や、郵便局の指示に従わなかったり、本人限定郵便を受け取る際に提示した身分証明書の住所が本人限定郵便の宛先と異なることで、郵便局から受渡しを拒否されたなどの場合は、連合会では対応しかねますので、ご了承ください。

なお、本人限定郵便に同封されているPINコードは5年間使用するものですので、なくさないよう大切に保管してください。

#### (3) ダウンロードした電子証明書及びPINコードの紛失について

電子証明書やPINコードは再発行することができませんので、ダウンロードした電子証明書や自宅に送付されるPINコードを紛失された場合、電子証明書の失効手続後、新たに発行する手続が必要となります(発行負担金が改めて掛かります)。電子証明書やPINコードの取扱いには十分ご注意ください。



筆界をあきらかに、未来をすこやかに。  
**日本土地家屋調査士会連合会**  
 Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

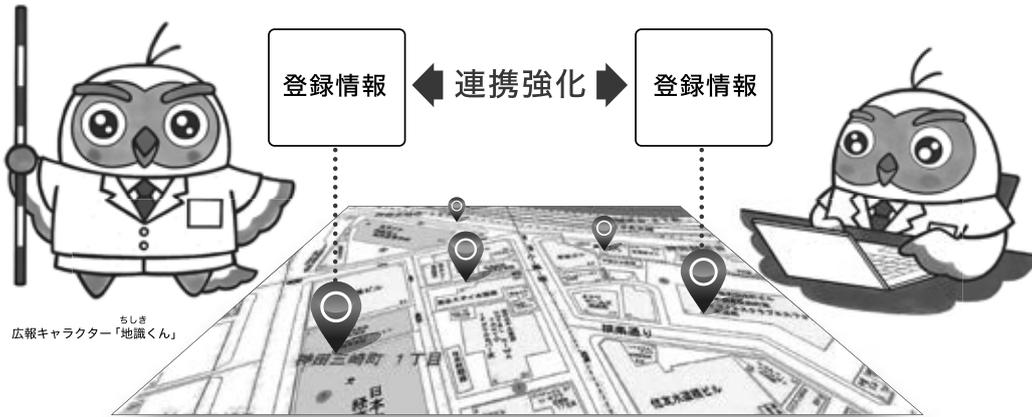
# 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

住宅地図・ブルーマップ  
 全国閲覧可能！  
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき  
 地図印刷！

地図上で事件簿  
 管理ができます！

SIMA図示や  
 多彩な地図検索！



**「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現**  
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

**地図機能について** 「調査士カルテMap」では、以下地図機能がご利用できます。



業務に必要な地図が  
 これ一つで

住宅地図    ブルーマップ    用途地域

PC やタブレットでいつでも確認でき、  
 資料集め・事前調査で活用できます。



地図上で  
 事件簿管理が可能

- 調査情報・関連書類を地図上に登録し、  
 事件簿の一元管理ができます。
- 登録情報は CSV 出力もでき、  
 年計表作成にも役立ちます。

## 新機能追加について

- 共有ページの検索可能縮尺が拡大し、視認性が向上しました。
- 地図画面での現在地移動が可能となり、現地調査での利用がしやすくなりました。
- 印刷範囲が赤枠で表示され、印刷がしやすくなりました。他にも便利な機能を同時追加！

**全国閲覧可** 月額 **3,960円** (税込)    お申し込み月の月末まで**無料期間**をご用意しております < 無料で利用できる期間をご活用ください！

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



← 連合会 HP 右下の  
 こちらのボタンをクリック



【お問合せ】  
 日本土地家屋調査士会連合会  
 「調査士カルテ Map」問合せ窓口  
 (E-mail) [kartemap@chosashi.or.jp](mailto:kartemap@chosashi.or.jp)

# ちようさし俳壇

第473回



「水の秋」

深谷 健吾

朱の橋をくつきり映し水の秋  
花野ゆく立入禁止の柵に沿ひ  
秋雨や雑用多きひと日過ぎ  
お揃ひの茶碗の割れて厄日前

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田

操

誇らずに咲く朝顔の気品かな  
鮮明に昭和の記憶終戦忌  
取り敢へず客にすすめる秋団扇  
帰省子も交じり佛前賑やかに

茨城 中原ひそむ

草笛の音色あちこちより聞こゆ  
夜の庭に匂ひの強き山の百合  
日暮れ来て鳴く無住寺の法師蟬  
花火師の夢の咲きたる大花火

岐阜 堀越 貞有

愛犬に鼻舐められて三尺寝  
藪からし悠々自適など無縁  
路地奥に魯迅の生家夾竹桃  
お互いによそよそしくて初浴衣

兵庫 小林 昌三

大波になりては寄する土用波  
地の果てまで溶かすがごとく猛暑かな  
山口 久保真珠美  
行く夏の夕陽に染まる観覧車  
好物を持たせ見送る帰省の子

今月の作品から

深谷 健吾

島田 操

鮮明に昭和の記憶終戦忌

「終戦忌」とは、秋の季語「終戦記念日」の傍題。昭和二十年八月十五日、日本が連合国に無条件降伏して第二次世界大戦が終了した日のこと。以後、「終戦記念日」として戦争の根絶と平和を誓い、戦没者を追悼する日となっている。戦争体験者にとつての「昭和の記憶」と言えば、やはり「終戦日」のことか。戦争体験を詠んで次世代へ伝承する感服の一句である。

中原ひそむ

日暮れ来て鳴く無住寺の法師蟬

「法師蟬」は、秋の季語。立秋のころになると鳴き始める比較的小柄の蟬。緑がかつた黒い体をしており、透き通つた美しい翅を持つ。鳴き声はツクツクボウシ、オーシツクツクなどと聞こえる。古くは「筑紫恋し」と聞き慣わした。鳴き声を聞いていると一段と秋が深まり行くようである。提句は、「日暮れ」「無住寺」「法師蟬」即ち時間・場所・季語が付かず離れずの関係にある見事な一句である。

堀越 貞有

愛犬に鼻舐められて三尺寝

「三尺寝」とは、夏の季語「昼寝」の傍題。酷暑の折は疲労が激しく、睡眠不足になるので、午睡が奨励される。職人や大工などが、仕事場で短時間寝るのを三尺寝という。

三尺にも足らぬ足場や材木の上でと、日影が三尺動く間だけ昼寝を許されるという意味から来た言葉である。提句は、三尺寝の間に愛犬が鼻を舐めたという光景を詠んだ俳諧味たっぷりの佳句である。

小林 昌三

大波になりては寄する土用波

「土用波」は、海岸に近い所で、うねりが高くなつて起こる大波で、激しい海鳴りの起こることもある。台風が発生し易い夏の土用の頃から見られるのでこの名があるが、風のない晴れた日にも立つことがある。提句は、夏の風物詩である海水浴シーズンも終わり、秋の風物詩である台風シーズンへと移つて行き、本格的な土用波といえる大波が押し寄せて来ている海岸線を活写した佳句である。

久保真珠美

好物を持たせ見送る帰省の子

「帰省」は、夏の季語。故郷を離れている学生や会社員が長期の休みを利用して、郷里に帰ること。俳句では夏休みの帰省をさすことから夏の季語とするが、実際に帰省がピークを迎えるのは八月半ばの月遅れの盆前後で季節的には秋である。下五の「帰省の子」からして、お孫さん連れの一家か。おばあちゃんの手作り料理をいっぱい食べて遊び、おもちやを両手に持つて帰宅する子らを見送る新幹線駅のホームでの光景を活写した佳句である。

# 国民年金基金

## 基金だより ～増口のおすすめ～

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

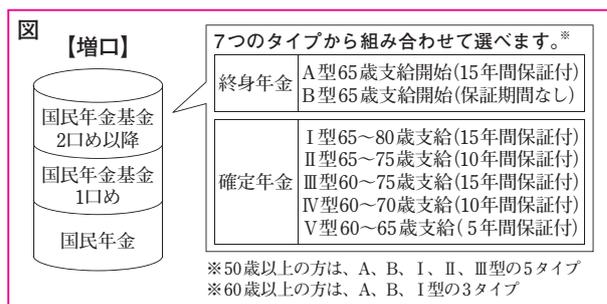
### ■増口の仕組み等

国民年金基金制度(以下「基金」といいます)の特徴・メリットの一つとして、「自由なプラン設計」ということが挙げられます。ライフプランに合わせて、加入時に、年金の型や口数を選択し、将来の年金額や受取期間を設計できるほか、加入後も年金の型を一部変更したり、また、掛金額を増額(増口)したり、減額(減口)したりすることもできます。

こうした特徴・メリットを十分活かして、不確実な将来への備えとして、時宜に応じて、加入の現状を見直し、最適な将来設計をしていただきたいと思います。

現在、加入中の方については、2口め以降において、図のとおり、7つのタイプの年金から組み合わせて増口をすることができます。なお、50歳以上の方や60歳以上の方については、それぞれ、5タイプ、3タイプとなっています。いずれの場合にも、毎月の掛金額全体の上限は6万8千円となっています。各年金のタイプのうち、確定年金は、年金支給開始年齢と終了年齢が確定している有期の年金となりますが、比較的少ない掛金額で加入することができるメリットがあります。

また、確定年金についても、基金制度の特徴としての、①掛金全額が社会保険料控除対象、②年金給付は公的年金等控除適用、③遺族一時金は全額非課税といった税制上の優遇措置が適用されています。例えば、50歳以上(男女共通)で確定年金Ⅱ型(65歳



から75歳まで給付)に1口(月額掛金4,405円)加入した場合、課税所得700万円のケースでは、新たに1年間で約1万7,400円(概算)の節税となります。

基金の掛金額は、年金額が同じなら年齢が若いほど低く設定されていますので、お誕生日前に加入されるなどお早目の増口が有利となります。

増口の手続き等については、支部事務局までお電話にて資料や申出書を請求いただくか、基金HP上からも資料のご請求、シミュレーション、お申込みができますので、どうぞご利用ください。

### ■キャンペーン情報(その1)

10月末までに新規加入された場合、クオカード2,000円を進呈する夏季特別加入促進キャンペーンを実施していますので、ご利用ください。

### ■キャンペーン情報(その2)

加入者の方が、ご家族や知人等をご紹介・ご加入いただいた場合、クオカード2,000円を進呈するキャンペーンを実施中ですので、ご利用ください。

### 国民年金基金のご案内

— 税優遇を活かして老後に備える —

#### 税制面のメリット

- 掛金の全額が社会保険料控除の対象
- 受け取る年金は公的年金等控除が適用
- 遺族一時金は全額非課税

#### 加入資格

- 20歳以上 60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上 65歳未満で国民年金に任意加入している方

国民年金(老齢基礎年金)に上乘せる  
終身を基本とする「公的な年金制度」です。



ホームページ上でもシミュレーション  
加入申出のお手続きができます。



全国国民年金基金 土地家屋調査士支部  
<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/> ☎ 0120-137-533

## 編集後記

9月の最終週に入ってやっと猛暑がおさまり、心地よい夜風を部屋に招こうと窓を開けると、虫の音が聞こえるようになってきました。そのまま寝過ごして朝を迎えますと、我が家の隣にある溜池に集まった白鷺の子供達のバタバタと羽ばたく練習の音が目覚まし代わりに。なんとも風情のある我が家の朝を紹介しました。

猛暑といえば、8月の第1週に開催された「こども霞が関見学デー」イベントに、今年も日調連広報部として参加してきました。詳しくは記事本文をご覧ください。記事には載せることができなかった(執筆担当ではなかったため)、土地家屋調査士Tシャツについて少し触れておきます。

真夏のイベントでありながら、Yシャツ(和製英語らしいですね、関西人の私には「カッターシャツ」の方が馴染みますが)とスラックス姿という出で立ちを、思い切ってスタッフTシャツとユニクロ社の感動パンツで臨みました。イベント用に作成したTシャツの図案はおよそ15種類。デザイン制作が趣味と

いっても、ボツにした作品もそれなりに愛情を注いでいますので、いつかは世に出したいところです。

9月末に広報部会を開き、受験者拡大のため、手始めに補助者の詳細データのサンプリング調査と分析を行いました。ご協力いただいた土地家屋調査士会の事務局には、この場をお借りしてお礼申し上げます。その分析結果を今後は各部と共用し活かすとともに、資格受験校との連携にも活用できれば業界全体の活性化につながるのではないかと、広報部一同取り組んでいます。部会後の食事に「地名散歩」の執筆者今尾恵介氏をゲストとしてお迎えし、地名にまつわるエピソードの豊富さに驚きと感動を覚えました。惜しむらくは、サインをいただくことと立前に準備した「地図バカ(中央公論新社刊)」を玄関に忘れたことでしょうか。

最後に、今月号のインタビューは多方面で活躍されている長崎の雄。読むだけでバイタリティを感じることも間違いなしです。

広報部次長 中山 敬一(兵庫会)

# 土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円  
1年分 1,200円  
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>©</sup>

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：<https://www.chosashi.or.jp> E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社